

境界問題解決センターふくおか

【相談（業務）内容】

土地の境界に起因する民事に関する紛争にかかる民間紛争解決手続の相談及び調停を、福岡県弁護士会と協力して公正かつ的確に実施し、紛争の実情に即した迅速な解決を図るものとする。問題解決にあたっては、当事者の主体性を尊重し当事者自身の問題解決意識を高め、迅速公正かつ柔軟に解決を図るものとし、問題解決の結果を登記簿及び地図に反映させ、国民の権利の明確化に寄与する。

具体的には、隣地との境界が不明で争いになっている場合や、隣地との間にブロック塀や境界標等存在するが、境界線の認識が互いに違うために争いになっている場合などの解決の為の相談や調停の場を設けます。

【対象者】

原則として土地の所有者（利害関係人を含む）

【相談日時】

センター利用の前に事前に無料相談会にて、無料相談を受けていただき、そこで相談員がセンターのご利用方法をご説明いたします。

無料相談会の電話照会時間（無料相談会の時間と場所をお伝えいたします。）

月～金（祝日・お盆年末年始を除く）

10:00～12:00、13:00～16:00

専用電話 / 092-741-5884

来所相談 相談日時は申出後調整し、こちらからご連絡いたします。

【相談方法】

電話・来所相談 基本的に電話での相談は受け付けていません。（照会のみ）

無料相談会にて相談員がセンターの利用方法をご説明いたします。

【相談料】（無料相談会後のセンターにおける相談申出は有料になります。）

有料(21,600円/回・2時間以内)

【その他】

- 相談申出書の記入をしてもらいます。
- 土地家屋調査士1名、弁護士1名で相談を受けます。
- 相談終了後、相手方と話し合いをし、調停が必要である場合は、調停を申し立てていただきます。（有料 32,400円/回・2時間程度 数回必要な場合があります。）
- 調停は、土地家屋調査士2名と弁護士1名で対応しますが、相手方の出席が必ず必要です。

【問い合わせ先・所在地】

団体名	福岡県土地家屋調査士会		
住所	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 3-3-4 ライフピア舞鶴 202 号		
電話番号	092-741-5884	FAX 番号	092-731-5202
HP	http://www.fukuoka-chousashi.or.jp/		